

○神南一丁目北地区地区計画（原案）に係る意見書

渋谷区まちづくり条例第37条第5項に基づき、神南一丁目北地区地区計画（原案）に係る意見書の内容について、以下のとおり意見を提出します。

いずれかにチェックしてください。

☐A：私は渋谷区まちづくり条例第37条第6項で定めるところにより、都市計画法第16条第2項に規定する、地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者
その他政令で定める利害関係を有する者[※]に該当します。

☐B：Aに該当しません。（その他意見として提出します。）

・氏名

・住所

・ご連絡先

・（Aに該当する方）地区計画区域内に利害関係を持つ土地もしくは物件の地番

※利害関係を有する者

…地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

意見書の提出先 令和8年3月23日までに、①または②の方法でご提出ください

① 郵送（当日消印有効）または持参

〒150-8010（住所不要）渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課

② FAX 03-5458-4915